

## 広島森林管理署事案原因究明委員会（第3回）議事概要

平成23年11月18日

近畿中国森林管理局

1. 開催日時：平成23年11月15日（火）13:00～15:00
2. 場 所：近畿中国森林管理局 大会議室
3. 出席者：（第三者委員） 藤田 充也 弁護士  
福田 正 弁護士  
横田 直和 関西大学法学部教授  
（林野庁委員） 河野 晃 林野庁監査室長  
（森林管理局委員） 本村 裕三 局長  
長口 深 総務部長  
赤木 利行 森林整備部長
4. 議 事：事案の発生の原因・背景と再発防止、広島森林管理署における業務の適正化、近畿中国森林管理局における広島森林管理署への指導・監督強化

---

### 【議事の概要】

- 逮捕された職員および業者（春貝地利光）の公判によると、業者からの働きかけに応じて職員は継続的な便宜供与を行い、その謝礼の趣旨で接待等を受けてきた。  
このことが、今回逮捕事実にある総合評価落札方式における技術提案書の作成代行につながったことが事務局から報告された。
- 逮捕された3名の職員はそれぞれ個別に業者（春貝地利光）からの働きかけを受けて便宜供与をしていること、また、その他の職員の中にも、業者（春貝地利光）の働きかけにより、森林管理署内に保管されていた春貝地木材の社印を使用して、春貝地木材が作成すべき資料の作成を肩代わりしていたことが事務局から報告された。
- 委員からの意見等これまでの委員会での議論を踏まえて、次のとおり事務局から対応策について論点（案）が呈示された。
  - ・ 広島森林管理署において、組織風土としてコンプライアンス意識が欠如していたのではないかとの議論を踏まえ、職員に公務員倫理や発注者綱紀に関する基本を身につけさせて、職務に確実に反映するような研修の実施や、人事評価を活用してコンプライアンスの確保に努めることなどの対応が必要。
  - ・ 広島森林管理署において、相当の期間にわたり多くの職員が業者からの飲食の誘いに応じていたにもかかわらず管理職が把握していなかったことは組織のガバナンス（統治）が機能していなかったのではないかとの議論を踏まえ、外部通報・内部通報の一層の活用や、管理職の職務（適正な業務執行と職員の内部管理）の重要性を再認識させる

こと、業務の抜き打ち監査の実施などの対応が必要。

- ・ 業者（春貝地利光）が職員に予定価格を尋ねたり、書類の作成代行を依頼し、その見返りとして接待等を供与していたことは、業者（春貝地利光）側に発注者綱紀や公務員倫理に関する認識が不足していたのではないかとの議論を踏まえ、業界団体等に対して業者と公務員とのあるべき関係について再度周知を図るとともに、不当な働きかけを行った業者には警告して、その旨を公表するなどの対応が必要。
- ・ 業者からの不当な働きかけの機会を減らすことや予定価格の漏洩防止のため、原則郵便入札などによる入札の実施や予定価格の決裁方法の見直しなどの対応が必要。
- ・ 今回の事案は業者が新たな制度の導入に対応出来なかったことが要因となって職員に対して不当な働きかけを行った事が認められるので、新たな制度の導入に当たっては業者への丁寧でわかりやすい説明を行うとともに、公正かつ透明性をもって行うべきとの議論を踏まえ、総合評価落札方式については再度業者への説明を行うこととし、新たな制度については説明資料をHPで公開し、質問と回答（Q&A）も書面で行い、その内容もHPで公開するなどのきめ細やかな対応が必要。
- ・ 外部通報への適切な対応が出来ていなかったことについては、外部通報により円滑な業務実施に支障が出ることを避けたいという意識と、調査する側では、職員が基本的には倫理規程に違反しないという性善説に立って対応していたのではないかとの議論を踏まえ、外部通報の対応ルールを徹底するとともに、通報内容には少なからず何らかの事実が含まれているとの問題意識をもってその実相を調査することを徹底するなどの対応が必要。
- ・ 職員が倫理に関する非違行為を行っていることをチェックする体制が必要との議論を踏まえ、人事評価の個別面談時などを通じて定期的に確認するなどの対応が必要。

○事務局の論点（案）の呈示に対して、委員から次のとおり意見があった。

- ・ 原則、郵便入札などによる入札方法への見直しに当たっては、零細・小規模な業者でも対応できることを考慮する必要がある。
- ・ 上部機関による森林管理署への抜き打ち監査の実施などの機会を活用して、倫理面に関して職員の自覚を促すような工夫が必要。
- ・ 職員は、手続きが公正に行われることを最優先すべきであり、業者への指導行為と業者への不適正な行為との区分が明確な具体例を示して徹底すべき。

○ 先月下旬に三人目の逮捕者があったところであり、今後の公判等の予定を踏まえて、当委員会での議論を年内にとりまとめるのは困難ではないかとの指摘があり、来年1月中を目途にとりまとめる方向で議論を継続することとなった。

（注：事務局の文責により作成したものであり、事後修正の可能性有り）